

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年10月14日

【会社名】 新韓銀行
(Shinhan Bank)

【代表者の役職氏名】 銀行長兼最高経営責任者 晉 玉童
(Ok Dong Jin, President and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 大韓民国ソウル特別市中区世宗大路 9 道20

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地
小川町メセナビル 4 階島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目 7 番地
小川町メセナビル 4 階島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 新韓銀行第 1 回円貨社債（2022）（ソーシャルボンド）：
140億円
新韓銀行第 2 回円貨社債（2022）（ソーシャルボンド）：
115億円
新韓銀行第 3 回円貨社債（2022）（ソーシャルボンド）：
65億円

【発行登録書の内容】

提出日	2021年 6 月25日
効力発生日	2021年 7 月 5 日
有効期限	2023年 7 月 4 日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし			該当事項なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

注：本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段に解すべき場合を除き、「発行会社」または「当行」は新韓銀行をいう。

第一部【証券情報】

<新韓銀行第1回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)、新韓銀行第2回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)および新韓銀行第3回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)に関する情報>

第1【募集要項】

注：本「第1 募集要項」には、新韓銀行（以下「発行会社」という。）が発行する新韓銀行第1回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)(以下「第1回円貨社債」という。)、新韓銀行第2回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)(以下「第2回円貨社債」という。)および新韓銀行第3回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)(以下「第3回円貨社債」という。)(以下「本社債」と総称し、本社債の社債権者を「本社債権者」という。)についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>および<第3回円貨社債>の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>および<第3回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの回号にかかる各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の社債権者、それぞれの回号の社債の要項およびそれぞれの回号にかかる財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と記載している。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、自らが保有するそれぞれの回号の社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<第1回円貨社債>

銘 柄	新韓銀行第1回円貨社債(2022)(ソーシャルボンド)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	140億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	140億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年0.87%
利払日	毎年4月20日および10月20日 (ただし、最終の利払日は 2024年10月18日)	償還期限	2024年10月18日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2022年10月14日	払込期日	2022年10月20日

申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店
--------	---------------------------------

< 第 2 回円貨社債 >

銘 柄	新韓銀行第 2 回円貨社債（2022）（ソーシャルボンド）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	115億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	115億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年0.98%
利払日	毎年 4 月20日および10月20日	償還期限	2025年10月20日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2022年10月14日	払込期日	2022年10月20日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第 3 回円貨社債 >

銘 柄	新韓銀行第 3 回円貨社債（2022）（ソーシャルボンド）(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	65億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	65億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年1.33%
利払日	毎年 4 月20日および10月20日	償還期限	2027年10月20日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2022年10月14日	払込期日	2022年10月20日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（ 中 略 ）

引 受 人

< 第 1 回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年10月14 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.31%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番 1 号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		14,000	

< 第 2 回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年10月14 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.31%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番 1 号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		11,500	

< 第 3 回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2022年10月14 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本 社 債 の 総 額 の 0.31%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番 1 号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		6,500	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2022年10月14日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

< 第1回円貨社債 >

本社債の利息は2022年10月21日（その日を含む。）からこれを付し、毎年4月20日および10月20日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。ただし、最終の利息は2024年10月18日に、2024年4月21日（その日を含む。）から2024年10月18日（その日を含む。）までの期間について支払う。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

< 第2回円貨社債 >

本社債の利息は2022年10月21日（その日を含む。）からこれを付し、毎年4月20日および10月20日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

< 第3回円貨社債 >

本社債の利息は2022年10月21日（その日を含む。）からこれを付し、毎年4月20日および10月20日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

< 第1回円貨社債 >

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2024年10月18日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

< 第2回円貨社債 >

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2025年10月20日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

< 第3回円貨社債 >

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年10月20日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

(中略)

(2) 税務上の理由による償還

< 第1回円貨社債 >

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2023年10月19日以前	本社債の金額の100.25%
2023年10月20日以降	本社債の金額の100.00%

< 第2回円貨社債 >

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2023年10月19日以前	本社債の金額の100.50%
2023年10月20日から2024年10月19日まで	本社債の金額の100.25%
2024年10月20日以降	本社債の金額の100.00%

< 第3回円貨社債 >

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を下記の償還価格で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還す

ることができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

2023年10月19日以前	本社債の金額の101.00%
2023年10月20日から2024年10月19日まで	本社債の金額の100.75%
2024年10月20日から2025年10月19日まで	本社債の金額の100.50%
2025年10月20日から2026年10月19日まで	本社債の金額の100.25%
2026年10月20日以降	本社債の金額の100.00%

(中略)

摘 要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からAAの格付を2022年10月14日付で取得している。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
320億円	9,920万円	319億80万円

(注) 第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債の合計金額である。

(後略)

第2【売出要項】

該当事項なし

募集又は売出しに関する特別記載事項

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

「発行登録目論見書の訂正事項分および発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「1. 本社債の募集について、発行会社は金融商品取引法第23条の4の規定により訂正発行登録書を2022年10月13日に関東財務局長に提出しております。

2. 本書および本社債に関する2022年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2022年10月13日付訂正発行登録書および2022年10月14日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
2022年6月21日に関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

事業年度（2022年度中）（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）
2022年9月30日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2022年10月12日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を2022年10月12日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を2022年10月13日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類の提出日（2022年10月14日）までの間において、重大な変更その他の事由は生じていない。

また、本発行登録追補書類の提出日（2022年10月14日）現在、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし